

第3回古平町議会定例会 第1号

令和元年9月24日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第37号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第38号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第39号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第40号 古平町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第41号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第42号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第43号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 11 報告第2号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率について
- 12 報告第3号 平成30年度決算に基づく資金不足比率について
- 13 同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 14 同意第4号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 15 同意第5号 古平町教育委員会委員の任命について
- 16 認定第1号 平成30年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について
- 17 意見案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 18 陳情第14号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書(案)採択を求める陳情書

○出席議員（10名）

| | | | |
|-------|-----------|----|-----------|
| 議長10番 | 堀 清 君 | 1番 | 木 村 輔 宏 君 |
| 2番 | 逢 見 輝 続 君 | 3番 | 真 貝 政 昭 君 |
| 4番 | 寶 福 勝 哉 君 | 5番 | 梅 野 史 朗 君 |
| 6番 | 高 野 俊 和 君 | 7番 | 岩 間 修 身 君 |
| 8番 | 山 口 明 生 君 | 9番 | 工 藤 澄 男 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 貞 | 村 | 英 | 之 | 君 |
| 副 | 町 | 佐 | 藤 | 昌 | 紀 | 君 |
| 教 | 育 | 石 | 川 | 忠 | 博 | 君 |
| 総 | 務 | 松 | 尾 | 貴 | 光 | 君 |
| 総 | 務 | 佐 | 藤 | | 亘 | 君 |
| 町 | 民 | 五 | 十 | 嵐 | 満 | 美 |
| 保 | 健 | 和 | 泉 | 康 | 子 | 君 |
| 産 | 業 | 細 | 川 | 正 | 善 | 君 |
| 建 | 設 | 高 | 野 | 龍 | 治 | 君 |
| 会 | 計 | 白 | 岩 | | 豊 | 君 |
| 教 | 育 | 本 | 間 | 克 | 昭 | 君 |
| 総 | 務 | 長 | 谷 | 川 | 秀 | 君 |
| 財 | 政 | 人 | 見 | 完 | 至 | 君 |

○出席事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 三 | 浦 | 史 | 洋 | 君 |
| 議 | 事 | 係 | 長 | 澤 | 口 | 達 | 真 | 君 |

開会 午前 9時54分

○**議会事務局長（三浦史洋君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

また、説明員は町長以下13名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和元年第3回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番、梅野議員、6番、高野議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る9月17日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告をお願いします。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから去る9月17日に開催いたしました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月24日から9月27日までの4日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき、取り進めるものといたします。25日は、決算審査特別委員会開催のため休会といたします。なお、26日の本会議は、決算審査特別委員会終了後、時間を繰り下げて開催する運びといたします。

また、1件上がっております陳情でございますが、陳情第14号につきましては、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

決算につきましては、各会計提案理由の説明が終わり次第、全員による決算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することといたします。また、慣例により、委員長には副議長を、副委員長には総務文教委員長を充てることといたします。審査の方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出につきましては款ごとに区切って質疑を行います。他の会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、質疑は一問一答で継続して行い、

ほかの人に移った際は再質疑はできないことといたします。それから、一問一答ですので、一度に数項目にわたっての質疑すること、また決算でございますので、予算的な質疑にならないようにご留意願います。決算審査特別委員長におかれましても、その点をよろしくご配慮いただきたいと思っております。討論は本会議で行いますので、委員会では省略いたします。また、採決につきましては、全会計一括で採決する運びといたします。また次に、本会議の質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略いたします。また、討論、採決については、例年どおり一括で行うことといたします。

最後に、一般質問についてでございますが、一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件3回までといたします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月24日から9月27日までの4日間としたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日9月24日から9月27日までの4日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和元年度6月分、7月分、8月分例月出納検査結果、令和元年度北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回臨時会議決結果、令和元年北後志衛生施設組合議会第2回定例会議決結果、令和元年北後志消防組合議会第2回定例会議決結果、令和元年後志広域連合議会第2回臨時会議決結果の5件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（堀 清君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（貞村英之君） 令和元年第3回古平町議会定例会の開会に当たり、第2回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について行政報告させていただきます。

まず、中心拠点誘導複合施設の建設についてでございますが、中心拠点誘導複合施設建設事業については庁舎建設特別委員会やタウンミーティング及び地域懇談会などの意見を参考に基本設計を取りまとめ、6月末に業務を完了いたしました。9月13日に開催した庁舎建設特別委員会で町民の皆様になぜこのタイミングで建設をするのか、規模が大き過ぎるのではないかなど疑念を抱かれていますとの意見をいただきました。基本設計の概要はもちろん、施設の必要性などについてしっかりと町広報などにより情報共有や意見聴取を行ってまいります。

なお、実施設計業務については、設計施工一括方式を採用した公募型プロポーザルの最優秀者である大成建設株式会社と7月24日に契約を締結いたしました。また、文化会館解体後のふるびら150年広場、複合施設の外構及び恵比須小路線改良の実実施設計についても7月9日に日本データサービス株式会社と契約を締結しました。今後もいただいた意見を参考にして、実施設計の作業を進めてまいります。

次に、幼児教育、保育の無償化についてであります。子育てや教育に係る費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから10月1日に幼児教育、保育の無償化が始まります。本町の認定こども園、幼児センターみらいにおける保育料についても無償化とするよう法の改正に基づく関係条例の一部改正案を提案しております。上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

また、この無償化に伴い、給食費については国の基準に基づき実費徴収することといたします。主食費については、国では月額3,000円を目安としていますが、現在の委託料から計算した月額1,700円とし、副食費については国が目安とする月額4,500円を上回る委託料となっていることから、保護者の負担を考え、国の目安どおり4,500円といたしました。保護者の皆様には今後説明をする機会を設けるなど十分な周知を図ってまいります。

次に、プレミアムつき商品券事業についてでございますが、消費税率の引き上げに伴い低所得者及び子育て世帯の家計の消費に与える影響を緩和するとともに、地域の消費下支えのためプレミアムつき商品券を発行、販売する事業を10月1日から実施いたします。本事業は、全国の市区町村で一律に実施され、1人当たり最大で2万5,000円分の商品券を2万円で購入できるという25%のプレミアムがついた商品券となっております。対象者については、非課税者で約800人、3歳未満の子育て世帯は約50人で、非課税者には購入申請書、子育て世帯には購入引きかえ券を既に対象者宛てに送付しております。10月1日から販売を開始し、来年の3月15日まで使用可能となっております。使用可能店舗については随時申し込みを受け付け、町内で広く消費されるよう周知してまいります。

次に、町立診療所海のまちクリニックについてでございますが、直営での運営も5カ月が経過し、4月から8月の診療日数は62日で、延べ受診者数2,063人、平均33.3人となっております。今後はインフルエンザの流行時期に間に合うようインフルエンザ予防接種外来を追加することとし、準備を進めているところであります。

また、社会福祉法人北海道社会事業協会の協力を受け、運営を行っているところですが、今後も安定的な1次医療の提供や2次医療への円滑な引き継ぎ体制を構築するため8月1日に医師派遣元の小樽協会病院及び余市協会病院と古平町地域医療支援業務委託契約を締結しました。業務委託の

内容は、地域医療の確保に係る支援業務、診療所の外来診療及び医療従事者の質の向上に関する助言、指導、支援と医師等の専門職の職員の処遇に関する調整業務、その他診療所の運営全般に関する支援とコンサルティング業務となっております。社会的な医師不足や看護師などの医療人材不足により極めて困難な状況ではございますが、引き続き地域医療の確保、充実に最大限の力で当たってまいります。

次に、ふるさと納税についてでございますが、8月末のふるさと納税の状況ですが、寄附件数5,691件、対前年同期比155.1%、寄附額6,136万円、対前年比137.5%と増加しておりますが、その大きな理由は5月31日から本町へ寄附できるポータルサイトを1社ふやしたことの影響が大きいものと思われまます。また、ふるさと納税制度はご承知のとおり6月から新制度へ移行しており、総務省の示す基準を満たした場合のみ税の優遇対象の市町村に指定されます。このため、本町といたしましては制度の範囲内で地元の特産品を最大限にPRしながら、町づくりの貴重な財源となる寄附金を募集していきたいと考えております。

なお、インターネットを中心とした昨今の情報化社会を踏まえ、効率的に地元特産品のPRを図るため、さらには寄附者の利便性の向上のためにも10月15日からポータルサイトをさらに1社ふやす予定であります。

次に、中小企業振興対策についてでございます。経済産業省の所管するものづくり商業サービス補助金、小規模事業者持続化発展補助金などの中小企業を対象とした補助金について、商工会と連携を図りながら制度の活用に対して支援を行い、令和元年度の申請を行った結果、ものづくり商業サービス補助金については水産加工業者1社が採択、小規模事業者持続化発展補助金については水産加工業者2社及び飲食店2社が採択されました。今後も北海道経済産業局の支援をいただき、商工会と連携を強化しながら制度の活用に対して支援を行ってまいります。

最後に、マンホールカードの配付についてでございます。マンホールカードは、下水道の役割を知っていただくとともに、各地に足を運んでいただくことで観光振興につなげることを目的に下水道広報プラットホームが企画、監修し、地方公共団体と共同で作成するもので、全国454団体、539種類のカードが発行され、好評を得ています。本町においても8月7日から発行された第10弾に参画し、役場で配付を行っています。9月7日までの1カ月でマンホールカードを求めて543名の方が来庁しています。このマンホールカードの配付が地域経済の活性化や観光振興の一助になればと期待しています。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事委託業務の発注状況については資料2に取りまとめしましたので、後ほどご高覧ください。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

最後に、本定例会に付議します案件は、補正予算案3件、条例改正案4件、報告案件2件、人事案件3件、平成30年度各会計決算認定1件の合計13件でございます。これらの議案につきましては、慎重なるご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○教育長（石川忠博君） 令和元年第3回古平町議会定例会の開会に当たり、第2回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、全国学力・学習状況調査についてでございます。4月18日に行われました全国学力・学習状況調査につきましては、7月31日に文部科学省から全国、都道府県別の調査結果が公表されました。これまで国語と算数、数学におきましては主として知識に関するA問題と活用に関するB問題による調査が行われてきましたが、今回から国語、算数、数学は知識と活用を一体的に問う問題に見直されますとともに、新たに中学校で英語が加えられたところがございます。北海道全体で全ての教科が全国の平均正答率に届いていない状況にあり、11月には道教委から各管内別の調査結果が公表される予定となっております。各学校におきまして調査の分析結果を2学期からの授業改善等に役立てるよう指導、助言に努めてまいります。

次に、第4地区教科書採択についてでございます。令和2年度から新学習指導要領が施行されます小学校の教科書について、本年度後志管内の町村で構成されます第4地区教科書採択教育委員会協議会で採択することとなっており、その事務局を北後志の仁木町、積丹町、赤井川村、古平町の4町村の連合事務局で担当いたしました。3回の協議会と2回の調査委員会を経まして8月2日に採択され、本町においては8月26日開催の教育委員会で決定されております。採択理由などにつきましては、教育委員会事務室で令和6年3月31日まで閲覧できるようになっており、町民の皆様には広報10月号でお知らせいたします。

次に、地域交流給食試食会についてでございますが、7月3日に古平小学校で保護者や地域の方々に給食に関する理解を深めていただくための地域交流給食試食会を開催いたしまして、7名の方に参加いただきました。1年生と6年生と一緒に食べる交流給食の様子をごらんいただき、地場産のイカやタコを使ったカレー丼やタコざんぎなどを味わっていただきました。今後ご協力いただきましたアンケートを活用いたしますとともに、できる限り地場産の食材を活用した安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

次に、ふるびら通学合宿についてでございます。子供たちが親元を離れて学校に通いながら集団宿泊生活などを行う中で望ましい生活習慣の定着や人間関係力などを育むことを目的としまして、9月3日から6日までの3泊4日で漁港会館を会場にふるびら通学合宿を実施し、小学校4年生から6年生16名に参加いただきました。子供たちは、早寝早起き朝ごはん運動を体験し、自主学習の計画を立てたり、班で協力してレクリエーションに参加するとともに、3日目の夜には保護者の前で合宿の感想発表会を行いました。また、感想発表会にあわせまして後志教育局社会教育指導班の河村主査を講師としまして、子供たちの生活習慣に関する保護者向け研修会を開催し、9名の参加をいただきました。今後も保護者と連携して子供たちの望ましい生活習慣の定着などを図ってまいります。

次に、図書ボランティア研修会についてでございますが、7月19日に道立図書館職員を講師としまして、図書資料の保存修理の理論及び実践に関する研修会を文化会館で開催し、図書ボランティアを含め7名の参加をいただきました。今後も読書環境の充実に努めてまいります。

最後に、第44回古平ロードレース大会についてでございますが、10月14日に開催いたします第44回古平ロードレース大会につきまして、申し込みの締め切りであります9月2日に定員の1,200名に達しましたことから、当日受け付けは行わないこととし、町内放送及びホームページでお知らせしているところでございます。大会の運営に当たりましては議員の皆様方を初め、町民の皆様方のたくさんのご支援をお願いすることとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要につきましては、資料1に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧ください。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第37号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第37号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第37号、令和元年度一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案1 ページ目をお開きください。本件は、第1条、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,777万1,000円を追加し、総額を37億1,697万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、第1表、2ページ、3ページにお示ししております。

なお、予算の内容とは地方自治法第215条の規定により歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用とされております。この歳入歳出予算の区分については、地方自治法第216条の規定により、歳入にあつてはその性質に従つて款に大別し、かつ各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつてはその目的に従つて款項に区分しなければならないとされており、よつて議会の議決の対象となる歳入歳出予算は款項となります。

次に、第2条、地方債の補正として、地方債の金額、限度額について、第2表、4ページにお示ししております臨時財政対策債の限度額変更でございます。

以上が地方自治法第96条に規定する議決事件でございます。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、別冊の議案第37号説明資料、令和元年度古平町一般会計補正予算（第3号）説明書をごらんください。この説明書は、地方自治法第221条第2項及び地方自治法施行令第144条に規定するものでございます。地方自治法第211条第2項の規定により、普通地方公共団体の長は予算を議会に提出するときは政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならないとされており、説明書の2ページ目からは地方自治法施行令第144条に規定

する歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした事項別明細書でございます。この事項別明細書では、議会の議決の対象となる款項を地方自治法第220条第1項の規定に基づく地方自治法施行令第150条第1項第3号及び第2項の定めにより、予算の執行科目である目、節に区分しております。これらの目、節については議決の対象とならないことから、款項の区分ごとに内容を説明させていただきます。

まず、歳出から説明をさせていただきたいと思います。6ページ目、7ページ目をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、既定の予算4億4,202万5,000円に773万2,000円を追加し、4億4,975万7,000円とするものです。内容は、後志広域連合の介護保険分の負担金の増、総合行政システムの契約更新に向けたハード保守料の延長経費の増、住民基本台帳ネットワークに係る機器更新経費の追加でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算7億4,680万4,000円に2,209万3,000円を追加し、7億6,889万7,000円とするものです。内容は、障害者自立支援給付費等の精算返礼金の追加、制度改正による障害者福祉支援システムの改修費の追加、後期高齢者医療特別会計への職員の会計間異動により職員給与費繰出金の増、ほほえみくらすの電気設備及びスプリンクラー設備に係る修繕料の増でございます。

2項児童福祉費、既定の予算7,376万6,000円に47万4,000円を追加し、7,424万とするものです。内容は、子どものための教育・保育給付費負担金の精算返納金の追加及び幼児センター暖房設備に係る修繕料の増でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算3億2,331万9,000円に52万5,000円を追加し、32万3,084万4,000円とするものです。内容は、未熟児養育医療給付、母子保健法に規定する未熟児が指定医療機関で入院治療を受ける場合に保険診療による入院医療費の自己負担分を助成する制度の該当者があつたため、給付金の追加でございます。

次のページに移りまして、8ページ目、9ページ目をお開きください。4款衛生費、2項清掃費、既定の予算9,275万3,000円に55万2,000円を追加し、9,330万5,000円とするものです。内容は、クリーンセンター電気設備の修繕料でございます。

6款商工費、1項商工費、既定の予算8,594万円に3,479万7,000円を追加し、1億2,073万7,000円とするものです。内容は、ふるさと応援寄附金の寄附件数の増加が見込まれることから、必要経費の増額、パークゴルフ場の芝への散水について、雨量が少なかったことから、水道料の増でございます。

7款土木費、4項都市計画費、既定の予算1億6,474万円に199万8,000円を追加し、1億6,673万8,000円とするものです。内容は、下水道事業特別会計の消費税納付金の増による繰出金の増でございます。

8款消防費、1項消防費、既定の予算1億8,083万4,000円に12万9,000円を追加し、1億8,096万3,000円とするものです。内容は、一般防災に係る備品の購入、沢江樋門ポンプのサクシオンホースの購入費の増でございます。

次のページに移りまして、10ページ目、11ページ目をお開きください。9款教育費、3項中学校

費、既定の予算2,212万5,000円に47万1,000円を追加し、2,259万6,000円とするものです。内容は、中学校暖房設備の修繕料の増額でございます。

12款諸支出金、1項基金費、既定の予算6,237万円に2,900万を追加し、9,137万とするものです。内容は、ふるさと納税の寄附件数の増加が見込まれることから、ふるさと応援基金積立金の増加でございます。

13款職員給与費、1項職員給与費については、幼児センター保育料による財源更正でございます。

次に、歳入の説明をいたします。ページ戻りまして2ページ目、3ページ目をお開きください。9款地方交付税、1項地方交付税、既定の予算18億1,200万に5,612万2,000円を増額し、18億6,812万2,000円とするものです。内容は、令和元年度算定結果を受けた普通交付税の増額でございます。なお、普通交付税の算出調書につきましては、予算説明資料12ページにお示しをしております。平成30年度の普通交付税と比較すると3,408万7,000円の増となっておりますが、普通交付税と臨時財政対策債の合計と比較しますと1,369万1,000円の増となり、実質過疎対策事業債の償還に係る分相当の増額となっております。

12款使用料及び手数料、1項使用料、既定の予算9,261万7,000円に82万9,000円を増額し、9,344万6,000円とするものです。内容は、幼児教育、保育の無償化に伴う給食費の徴収に係る幼児センター保育料の追加でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、既定の予算2億3,205万円に18万5,000円を増額し、22億3,223万5,000円とするもの、14款道支出金、1項道負担金、既定の予算1億4,209万4,000円に9万2,000円を増額し、1億4,218万6,000円とするもの及び19款諸収入、4項雑入中、未熟児養育医療自己負担金については、先ほど歳出で説明いたしました医療給付費の追加に係る歳入でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算1億2,015万5,000円に76万6,000円を増額し、1億2,092万1,000円とするものです。内容は、障害者自立支援給付費等の精算金の追加でございます。

16款寄附金、2項寄附金、既定の予算1億3,000万1,000円に6,150万円を増額し、1億9,150万1,000円とするものです。内容は、ふるさと応援寄附金の増額でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算2億1,259万3,000円から1,600万円を減額し、1億9,659万3,000円とするものです。内容は、財源不足を補填するための財政調整基金繰入金の減額でございます。

次のページ、4ページ目、5ページ目をお開きください。19款諸収入、4項雑入、既定の予算5,655万6,000円に725万5,000円を増額し、6,351万1,000円とするものです。先ほど説明をした未熟児養育医療自己負担金のほか、後志広域連合負担金、北後志消防組合負担金の精算還付金及び財源調整でございます。

20款町債、1項町債、既定の予算3億9,910万円から1,297万8,000円を減額し、3億8,612万2,000円とするものです。これは、臨時財政対策債の額の確定によるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料の2ページ目、3ページになります。幼児センターの保育料で給食費現年度分となっています。10月1日以降の施行なので、半年分ということになります。それで、この時点で通年で徴収いたしますと2倍の165万ぐらいになります。その認識でよろしいのかということと、それから歳入のほうを見ますと、国の保育料の無償化に伴いまして国のほうの入ってくるのに変化がないということなので、それでそういう認識でよろしいのかという、その確認です。

引き続きまして、後に条例改正が出てくるのですが、この時点で確認しておきたいのはこの徴収の根拠となる現在の幼児センターの3歳未満児、3歳以上児の長時間保育、短時間保育を利用されている1階層から5階層までの利用者人数、その確認をお願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） まず、幼児センター保育料のこれ半年分で、10月から3月分までということで、単純に1年分になると倍という計算になりますけれども、保育料自体9月に所得割の税額の見直しがありますので、若干人数は変わる可能性はありますが、考え方としては倍になると考えていただいて結構です。

収入に関しましては、当初予算のほうで臨時特例交付金というものが計上されております。当初から幼児教育、保育無償化に関する交付金が出されるということで、当初の予算から150万程度だったと思います。今ちょっと手元にないのですが、交付金は受ける予定でございます。これが給食費、それから保育料の無償化に伴う交付金となっております。

人数ですが、ちょっと階層別には今手元にないです。人数だけで、3歳未満児になりますが、17名になります。4月1日現在で計算しておりますので、18名です。3歳以上児については39名となっております。

○3番（真貝政昭君） 最初の段の収入のほうで動きがないというふうに理解してよろしいのかというのに対しての答弁ですけれども、当初予算で減るという見込みを今説明されたのですか。最新の情報では、減ることはないという通知が各自治体に来ているというふうに認識しているのですが。

○総務課長（松尾貴光君） 当初予算書、手元にございますか。なければ口頭で説明させていただきたいと思いますが、8款地方特例交付金、1項地方特例交付金のうち子ども・子育て支援臨時交付金ということで136万9,000円、当初予算に計上しております。これが保育料、10月から無償化になる相当額ということで国から臨時的に交付される金額でございます。

○町民課長（五十嵐満美君） 減るというご指摘だったのですが、年度当初の予算計上時には機械的に人数で計算しておりまして、交付金の計算しておりますが、つい先週に所要額調査来ております。実際に必要な金額どれぐらいかという所要額調査来ておりますので、実際に減るという考えはないかと思っております。入ってくるお金については所要額で計算されて、国の基準で入ってくるものと思っております。

○4番（寶福勝哉君） この保育費の無償化についてなのですけれども、町民からの声が二、三私の方に入ってきていますので、この場をかりて報告ということでちょっと話したいと思います。

まず、無償化のこの月額3,000円とか給食費、実際幾ら払うかというアンケートが各家庭に配られたと思うのですが、実際このアンケートの内容を見て非常にわかりづらいと。実際ではどれだけ月うちでは負担になるのだというのがなかなか何か理解に苦しむ内容だということが結構聞か

れたということと、あと10月1日から無償化行われるわけなのですが、きのう時点でアンケート以降全く無償化についての連絡等が親御さんに入ってきていない、もうすぐ始まることについてちょっと周知に対してのスピードが余りにも遅いのではないかという声が聞かれました。一応報告としてお伝えしておきます。

○町民課長（五十嵐満美君） アンケートにつきましては、私のほうにも二、三の保護者の方から意見ございました。紙一枚でちょっと説明するには、階層ですとか第何子ですとかで免除される方が違ってきますので、アンケート自体ああいうふうを書くしかなかったのですが、説明としましては今回の議会で保育所設置条例の議決をいただいてから速やかにと考えておりますので、10月の早い段階で保護者説明会を実施する予定ではおります。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 1点だけ。

補正予算議案に反対する理由ですけれども、幼児センターの給食費を徴収するということには大反対です。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第37号 令和元年度古平町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第38号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第38号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についての提案理由を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第38号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6,689万3,000円とするものでございます。

説明書のほうにより説明いたします。説明書の16ページ、17ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費でございますが、既定の予算に219万3,000円を増額し、予算額を1,075万9,000円とするものでございます。人事異動による人件費の増額によるものでございます。

歳入のほうですが、前に戻っていただいて、14ページ、15ページになります。3款繰入金、1項一般会計繰入金で既定の予算に219万3,000円を増額し、3,368万6,000円とするものでございます。こちらは、歳出で説明いたしました人件費の増により職員給与費等繰入金を一般会計から増額していただくものでございます。

以上で議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論はないようですので、討論を終わります。

これから議案第38号 令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第39号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第39号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第39号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,129万8,000円とするものでございます。

補正の款項、金額などに関しましては、第1表を次のページ10、11ページにお示ししております。

それでは、詳細につきまして歳出からご説明いたします。説明書を使って説明しますので、説明書の最終ページ、32、33ページをお開きください。1款1項総務管理費、補正額としまして199万8,000

円を増額するものでございます。その内容につきましては、消費税の増額分でございます。これにつきましては、増額要因としまして当初予算見積もり時は見込むことができなかった未執行額の影響によりまして、決算値で差異が生じ、納付額が増加したということでございます。

引き続き歳入の説明を申し上げます。30ページ、31ページをお開きください。4款1項一般会計繰入金、補正額としまして199万8,000円の増額でございます。一般会計で補填してもらうものでございますが、一般会計繰入金で財源調整しております。

以上で議案第39号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第39号 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第40号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第40号 古平町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第40号 古平町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料1ページをお開きください。今回の改正は、国で定めております印鑑登録証明事務処理要領の一部改正があり、本町がこの要領に沿って規定しております条例を改正するものでございます。

改正の内容としましては、旧氏での印鑑登録ができるようにしたものでございます。社会の中で旧姓を利用して働き続ける女性がふえていることから、さまざまな場面で旧姓を利用しやすくするという目的で印鑑登録を含め住民票、マイナンバーカードなども旧氏が記載可能となっております。本条例においては、説明資料1ページの新旧対照表に載せてありますとおり、登録できない印鑑として規定されている第5条及び登録の抹消についての第11条の改正でございます。施行日については、国の改正要領が施行される令和元年11月5日に合わせて、同じく11月5日を施行日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第40号 古平町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第41号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第41号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第41号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、本町に設置される教育保育施設及び小規模などの地域型保育事業についての運営基準を定める条例でございます。国の基準をもとに規定しているもので、この基準が改正される施行令が公布されたことにより、本町の条例の改正の必要が生じたものでございます。

改正の内容につきましては、議案15ページから25ページ、説明資料は3ページから28ページまでとかなり結構なボリュームがありますが、主な改正についての内容については支給認定という言葉が教育・保育給付認定と変わったことによるもの、また施設で提供する食事に係る費用について減免規定が整備されたこととでございます。その他改正のあった部分については、本町には現存しない

小規模事業所などに関する部分での改正が多く、実際の影響は少ないとは思われますので、細かいものの説明は省略させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 従来は保育料の中に副食が含まれていて、主食については利用者負担という原則がありましたよね。それで、そういう認識で伺いますけれども、説明資料の8ページ目です。改正前の、8ページです。改正前の下段のほうに主食の提供に係る費用に限るという項目があって、左側のほうに移るわけですが、減免規定なのか、それとも副食の徴収というのが出てきて、それはどのようにこの条例改正で変わったのか、その説明をお願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） 改正、新旧対照表8ページの13条第4項第3号、食事の提供に要する費用ということで規定しております。ここについての規定内容については、アとイとウに分かれております。まず、一番下のウですが、満3歳未満の子供に対する食事の提供については副食費を取らずに副食を提供するという内容です。アとイにつきましては、所得制限を設けておりまして、町民税所得割額7万7,101円以下、それと5万7,700円以下の子供に関しては副食費を免除するというような内容で、イについては第3子ですとか第2子ですとか、低所得者世帯の第1子から第3子までの免除規定をここに記載しております。

○3番（真貝政昭君） 未満児については、平たく言うと年収三百七、八十万以下の利用者については副食を徴収しないというのを聞いているのですけれども、それに該当する条文なのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 満3歳未満については、保育料の中に含むということで副食費はかかりません。ここに規定されている分については、アとイのほうで満3歳以上の所得の制限を規定しているものです。3歳以上の子供の年収約360万円ほど、世帯によって違いますけれども、未満の子供については副食費免除という形をここに規定している形になっております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 副食費を徴収するという前提で考えられた条例改正ですので、反対いたします。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第41号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第42号及び日程第10 議案第43号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第42号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案と日程第10、議案第43号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま一括上程されました議案第42号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第43号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

説明資料29ページをお開きください。2件の条例のうち特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例につきましては、点線で囲ってありますが、古平町の子供の保育料を規定している条例でございます。古平町の子供が他の市町村や私立の施設を利用した場合でもこの保育料が適用されます。下段の保育所設置条例のほうにつきましては、幼児センターみらいの保育施設としての規定がなされている条例で、主に施設としての保育料を規定しております。2件の条例ともに国の子ども・子育て支援法等の法令にのっとって規定しているものでございます。まず、利用者負担条例のほうですが、改正の1点目としまして、3歳以上児の保育料及び3歳未満児の非課税世帯の保育料が無償となります。2点目としましては、文言改正による改正で、支給認定が教育・保育給付認定という文言へ変更となります。保育料の表については、後ほど説明いたします。

次に、保育所設置条例のほうですが、こちらも改正の1点目としまして、保育料の無償化についての改正がございます。2点目ですが、給食費の徴収に関して新たに規定するものでございます。条例の規定上は主食費については3,000円、副食費については4,500円と国が基準としている金額を上限として定めた規定としております。ただし、実際には主食費については、本町の委託料で実費換算したところ1食70円だったことから、25日分で1,700円ということになりますので、1,700円を徴収するものでございます。なお、主食については現物持参も可能とされているため、事前に保護者の皆様へ給食費を徴収することとなった場合にはということで、先ほど寶福議員からもありましたが、アンケート調査を実施しております。主食の御飯やパンなどを持参するか、月額1,700円程度を支払うかということで選択していただいたところ、圧倒的に徴収しても構わないという意見でありました。でしたので、実費徴収という形をとることとしました。

次のページ、説明資料30ページをお開きください。副食費については、主食費同様に実費換算したところ、国の基準を上回ったものでございます。ですから、基準どおりの4,500円で徴収するものと考えております。

次に、改正の3点目でございますが、一時保育料についても無償化に伴い改正となります。アとしまして、既に短時間保育を利用している子供が一時的に時間を延長しまして保育を実施する場合

には日額450円とし、1カ月1万1,300円までは無償となります。イについては、全く施設利用していない子供が、家庭保育のみの子供になりますが、一時的に保育を利用する場合、現行の一時保育料をもとにしまして1カ月3万7,000円まで無償となるものでございます。イについては、実際には短時間利用の子供について母親の用事で1日だけ、きょうだけ長時間保育でという利用が年平均10件程度あります。これまでは、所得に応じて一時保育料の表に基づきまして1日1,000円ですとか、1日1,600円ですとかをいただいております。イのほうの家庭保育の子供が一時的にというケースは、ここ数年実際ありません。あっても同じく年1回程度、先ほどと同じく1日1,000円ですとか、1日1,600円ですとかという金額を払って利用するケースがございました。ですので、上限に達するケースについては、本町ではほぼないと考えております。改正の4点目ですが、保育所設置条例においても支給認定から教育・保育給付認定の文言改正をいたします。

最後に、保育料の表になります。保育所設置条例のほうは別表1に一時保育の保育料を規定していることから、利用者負担条例のほうとは別表番号が1表ずつずれておりますが、内容については1号認定から3号認定まで全く同じでございます。今回の改正におきまして、両方の条例の別表から1号認定及び2号認定の表を削除し、それぞれ本則の保育料の条項のほうでゼロ円と規定するものでございます。3号認定の表については、非課税世帯の保育料の欄をゼロ円とするほかは改正はございません。これに関する影響額ですが、保育料、4月1日現在ですが、4月1日現在の保育料で計算したところ、今年度10月から3月までの影響額としまして、月額、現在保育料を徴収しているお子さんが、3歳以上のお子さんですが、25名おります。月額41万2,350円で、残りことしの6カ月で計算しますと247万円ほどの保育料が無償化となっております。給食費については、補正でも説明しましたが、82万9,000円の増額を見込んでおります。徴収対象者につきましては、主食費については39名全員、それから副食費については16名、これも先ほどちょっと説明しましたが、税額の変更がでございます。9月に税額の見直しがありましたので、若干人数が変更となることが予想されますが、補正予算計上時には4月1日現在の人数で計算しております。16名副食費を徴収することとなります。残り23名については、何らかの形で所得であったり、第2子、第3子のという条件で免除になるものと思われまます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） ちょっとメモしてください。基本的に短時間保育と長時間保育、当町はやっていますけれども、短時間保育の利用者については基本的にゼロ円と。保育料をいただくという

ことはないということですよね。それと、長時間保育を利用されている方は、3歳以上児については保育料はゼロ円と。それから、3歳未満児については世帯はもちろんゼロですけれども、非課税世帯がゼロ円になって、それ以上については保育料はいただくということになりますね。まず、その確認です。

それと、基本的に今までの保育料については副食費については保育料の中に含まれているということで、かつての保育所時代から徴収はしていないと。かつての保育所時代は、主食費については家庭からの持ち込みと。御飯だとかパン類ですね。そういう形で利用者負担というのがされていたと。それが幼児センターになって、主食費はいただかないというふうになっていましたね。確認です。平成20年から現在の施設の利用が始まっていますので、今時点まで主食費については町負担でやってきたと。そのまず確認です。まず、それを伺います。

○町民課長（五十嵐満美君） まず、1点目の短時間保育については保育料がかかるのではないかとこの質問だったと思います。

（何事か言う者あり）

○町民課長（五十嵐満美君） かからないです。3歳以上児に関しては、短時間であろうと長時間であろうと一切かかりません。古平町にはないですが、認定外ですとか私立の施設とかでありますと無償化の上限ありますので、多少の自己負担ありますが、古平町においては1号、短時間も長時間も3歳以上児全員無償化の対象となります。3歳未満児については、わかりやすく言いますと第1子だけが今は保育料がかかります。第2子、第3子については、古平町の独自の削減と道の補助を受けて、29年度から3歳未満児の多子世帯については無料ということになっております。わかりやすく言うと、第1子のみ保育料はかかっております。ですが、今回の無償化によって非課税世帯ですと第1子でもその子も無償化となります。

給食費、主食、副食の認定こども園のときの状況ですが、認定こども園になるまでは真貝議員おっしゃるとおり前のみなど保育所の時代では主食を持参しておりました。3歳以上児ですね。未満児は、給食が保育料の中に含まれておりました。認定こども園になった際に主食費も保育料の中に含むという考えのもと保育料を徴収しておりました。

以上です。

○3番（真貝政昭君） それで、未満児の非課税世帯の保育料がゼロになるのですけれども、従来の別表第3、これが保育料の基準表というふうに見ているのですけれども、これが廃棄されて、別表第4、これが生きると。別表第2になって生きるというふうになりました。それで、私保育料というのはこの別表第3で利用者負担されるのかなと思っていたのですけれども、それですと未満児の利用料が6,000円と。だとすると、これがゼロになったとしても副食費、主食費の徴収で今までの利用者の負担がふえるという計算になるのですけれども、そういう理解でよろしいのか、それとも利用料の基準表が別表第4、これだとすると9,000円がゼロになるのですけれども、であれば保育料のほうが高かったので、給食費が徴収されるに至っても従来よりは少ない計算になるのですけれども、どのように理解したらよろしいですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 別表の表につきましては、利用者負担条例のほうと保育所設置条例

のほうと1表ずつずれておりますので、保育所設置条例のほうで説明しますと、第1表が一時保育料を定めている表です。別表第2が1号認定、短時間保育の保育料を定めている表です。別表第3が2号認定、3歳以上児の長時間を定めている表です。今回の改正で別表第1の一時保育料はこのまま残ります。別表第2の1号認定、それから別表第3の2号認定の表については削除されます。残るのが別表4が別表2という名称に変わります、3号認定の保育料になります。3号認定は、3歳未満児の保育料です。3歳未満児に関しては、今回の無償化の対象になるのは非課税世帯と先ほども説明いたしました。給食費については、3歳未満児についてはこれまでと変わりなく保育料の中に含まれます。ですので、3歳未満児については主食、副食ともに給食費を徴収することはありません。今回の無償化に伴って生じた給食費の徴収については、あくまでも無償化の対象となっている3歳以上児の子供だけです。9,000円払っていた子がだったら負担が少なくなるという解釈で聞いていたのですけれども、実際に3歳以上児、保育料を今まで免除になっていた子供さんたくさんおります。低所得者世帯の第3子の方ですね。ゼロ円だった保育料の方も何人かいらっしゃいます。ですので、この給食費を徴収するに当たって、保育料はこれまでゼロ円でしたが、10月からは給食費を納めなければならないという状況は発生します。

○3番（真貝政昭君） 本会議ですので、詳しい今までの保育料が一体どうだったのか、無料化になるけれども、給食費が徴収されて、今までよりも負担がふえるというような、その実態ですね、それは後ほどそちらのほうからいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第42号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今回の改正なのですけれども、全体として保育料の無償化に伴いまして給食費を徴収するという前提でなっています。今までの認識からしますと、給食費は保育料に含まれて当然という前提が崩されたその第一歩の条例改正だと思います。反対する理由はそこにあります。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

議案第42号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今回の古平町保育所設置条例の一部改正する条例に反対する立場で一言申し上げたいと思います。

古平町は、従来から平成20年以来主食費を徴収せずに保育料に含まれるという前提で対応してまいりました。副食費については、保育所時代から一貫して保育料に含まれると。給食費は保育の一部であるという前提で、国もそういう認識に立ってきたのですけれども、今日に至ってこの副食費も主食費も利用者負担というのは、これはいかななものかと。政策の重大な後退であるというふうには認識しています。しかも、貞村町長に至っては従来主食費をいただかないという町政を引き継いできたにもかかわらずこういう条例案を出すということ自体不屈き千万と言わざるを得ません。今の少子化時代に子供を抱える家庭への経済支援というのを真剣に考えなければならないと。過疎地の重大な施策として重要な柱を占めていたこの件について、こういう後退は許されないという前提で今回の条例案に反対するものです。皆さんの賛同を得たく、賢明なご判断をいただきたいと思えます。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

議案第43号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 報告第2号及び日程第12 報告第3号

○議長（堀 清君） 日程第11、報告第2号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率についてと日程第12、報告第3号 平成30年度決算に基づく資金不足比率については関連がありますので、一括議題とします。

報告第2号及び報告第3号について報告を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま一括で上程されました報告第2号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率について、報告第3号 平成30年度決算に基づく資金不足比率についての報告をいたします。

議案31ページ目をお開きください。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率を、第22条第1項の規定により資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表されることとなっております。

実質赤字比率及び連結赤字比率については、一般会計、全ての特別会計において赤字額がありませんので、比率はありません。次に、実質公債費比率については9.5%、将来負担比率については6.6

%であり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回る数値となっております。

次に、議案35ページ目をお開きください。算定の対象となる公営企業会計、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足は発生しておりませんので、比率はありません。それぞれの指標の算出表及び推移については、説明資料51ページから56ページに添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第2号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率について、報告第3号 平成30年度決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 0時57分

○議長（堀 清君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第13 同意第3号

○議長（堀 清君） 日程第13、同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本件は、現在固定資産評価審査委員会委員をされております須田嘉勝氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び選任したく、同意を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読し、提案理由とさせていただきます。

古平町固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記としまして、選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町268番地3、氏名、須田嘉勝、昭和21年5月5日生まれ。

以上、提案理由とさせていただきます。

なお、今回の選任により5期目となります。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時59分

再開 午後 0時59分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略します。

これから同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

◎日程第14 同意第4号

○議長（堀 清君） 日程第14、同意第4号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました同意第4号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明をいたします。

本件は、現在固定資産評価審査委員会委員をされております佐々木彰氏が任期満了に伴い退任することとなり、その後任として八戸幸治氏を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

同氏は、高潔な人格と広い識見を有しており、固定資産評価審査委員会委員にふさわしい方と存じまして、選任するものでございます。

それでは、議案を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

古平町固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記といたしまして、選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町484番地、氏名、八戸幸治、昭和21年10月26日生まれ。参考といたしまして、前任者を四角で記載してございますので、お目通し願います。

以上、提案理由とさせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時03分
再開 午後 1時03分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、質疑、討論は省略します。
これから同意第4号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。
お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、同意第4号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

◎日程第15 同意第5号

○議長（堀 清君） 日程第15、同意第5号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました同意第5号 古平町教育委員会委員の任命について提案理由の説明をいたします。

本件は、現在教育委員をされております白川浩一氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び任命したいので、同意を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読し、提案理由とさせていただきます。

古平町教育委員会委員として、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記といたしまして、任命すべき委員、住所、古平町大字浜町202番地、氏名、白川浩一、生年月日、昭和21年2月24日生まれ、67歳。なお、今回の選任により4期目となります。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分
再開 午後 1時06分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略します。

これから同意第5号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号 古平町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎日程第16 認定第1号

○議長（堀 清君） 日程第16、認定第1号 平成30年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました認定第1号 平成30年度古平町各会計決算認定について、私からは一般会計分についてご説明いたします。

薄いほう、平成30年度古平町各会計歳入歳出決算説明資料で説明をいたします。前段といたしまして、この決算につきましては地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者が地方自治法施行令第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書により決算を調整し、地方公共団体の長に提出し、同条第2項により地方公共団体の長が監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。また、地方公共団体の長は、同条第5項の規定により決算を議会の認定に付すに当たっては当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類をあわせて提出しなければならないとされております。

それでは、内容を説明させていただきます。4ページ目、5ページ目をお開きください。歳入歳出決算状況でございます。予算総額36億878万円、歳入決算額34億2,679万4,628円、歳出決算額32億9,121万3,310円、歳入歳出差し引き1億3,558万1,318円でございます。繰越金のうち1億2,940万5,000円につきましては、翌年度繰越明許費充当繰越額でございます。純繰越金は617万6,318円で決算を了しております。

ページめくっていただきまして、6ページ目から7ページ目につきましては歳入の決算款別の内訳書を示しております。

次のページに移りまして、8ページから9ページは歳出決算款別の内訳書を示しております。

次のページに移りまして、10ページから11ページは歳入の性質別の決算内訳でございます。11ページをごらんください。町税、決算額2億1,402万2,000円、前年比396万9,000円の増、2款から8款、ここには10款とまで書いてありますが、10款は交通安全対策特別交付金でございますので、歳

入はございませんので、2款から8款の計、譲与税、消費税等、決算額8,672万6,000円、前年比25万8,000円の増、9款地方交付税、決算額18億4,136万円、前年比1,897万3,000円の減、11款分担金及び負担金、決算額534万8,000円、前年比14万1,000円の減、12款使用料及び手数料、決算額4,199万6,000円、前年比269万3,000円の増、13款国庫支出金、決算額3億120万6,000円、前年比1億9,052万9,000円の減、これにつきましては建設事業充当国庫支出金のうち社会資本整備交付金が減となっております。説明資料でいきますと、下段から7、社会資本整備地域活力、社会資本整備地域住宅と書いておりますが、こちらの清川団地建設分の国庫補助金が減ったことによる減でございます。14款道支出金1億7,602万1,000円、前年比224万4,000円の減、15款財産収入、決算額2,068万8,000円、前年比1,355万4,000円の増、これは旧北海信金古平支店の財産売り払いが大きな要因となっております。16款、寄附金、決算額1億7,894万6,000円、前年比2億7,246万1,000円の減、これはふるさと応援基金の大幅な減が要因となっております。17款繰入金、決算額2億8,151万4,000円、前年比4,622万1,000円の増となっております。ここにつきましては、財源不足を補填するための財政調整基金繰入金が1億5,000万と前年比7,500万の増と倍増しております。これは、水道断水に係る復旧経費を財政調整基金の取り崩しによって賄い、大幅な増となっております。18款繰越金、決算額5,176万8,000円、前年比4,772万9,000円の減となっております。諸収入、決算額6,858万1,000円、前年比467万8,000円の増となっております。20款町債、決算額1億5,861万8,000円、前年比3億2,995万9,000円の減でございます。これにつきましても建設事業に充当する町債が減少したものでございます。

ページめくっていただきまして、12ページ目、13ページ目は歳出の性質別の決算内訳でございます。13ページをごらんください。人件費、5億3,732万2,000円、前年比607万2,000円の増、物件費、決算額6億5,719万8,000円、前年比2億1,544万5,000円の減、これはふるさと応援寄附金の返礼品に関する委託料、これが大幅に減少しております。これが要因となっております。維持補修費、決算額1億3,474万4,000円、前年比768万3,000円の減、扶助費、決算額4億4,403万8,000円、前年比3,066万の減となっております。補助費、決算額3億937万2,000円、前年比8,852万8,000円の減となっております。これは、消防車更新に係る北後志消防組合負担金の減及び水産多面的事業損害賠償金の減が要因となっております。建設事業費、決算額1億4,881万8,000円、前年比4億9,090万6,000円の減となっております。これは、清川団地整備事業、診療所関係の建設事業、中学校校舎改修事業、高校通線改修事業の減が要因となっております。公債費、4億174万5,000円、前年比3,779万6,000円の減となっております。これは、クリーンセンター整備事業及びみなと保育所建設事業に係る起債償還の終了になる減が要因となっております。今年度の公債費の決算額がここ数年の傾向の下限となっております。来年度以降、令和5年度のピークに向けて今後公債費は増加の一途をたどる見込みとなっております。積立金、決算額2億4,146万円、前年比690万3,000円の増、繰出金、4億1,651万6,000円、前年比1,643万3,000円の減となっております。

以上が歳出性質別の決算の概要でございます。

ページめくっていただきまして、次のページ、町税の徴収実績調べとなっております。町税総額の調定額といたしましては2億3,487万9,940円、収入済額2億1,402万2,410円、収納率については

30年度は91.1%でございました。前年度の89.9%と比較しますと若干の改善が見られております。

ページを移りまして、20ページ、21ページをごらんください。歳入歳出決算の経常臨時収支に関する調書でございます。21ページの下段、経常収支比率というものがございます。経常収支比率とは、財政構造の弾力性を測定する指標で、低ければ低いほど財政に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあるとされております。80%を超える場合は、財政の弾力性に欠けるとされております。平成30年度における経常収支比率は88.9%と前年度の90.9%から2%減少しているところではございますが、依然として本町の財政は硬直化をしております。

次に、24ページ、25ページをお開きください。起債の発行した状況の調書でございます。科目ごとにお示ししております。24ページの下段は、起債名ごとに起債額と制度上の交付税の措置率、交付税の措置額をお示しをしております。

次に、27ページ目をお開きください。地方債の現在高調書でございます。29年度末の現在高が40億6,223万5,000円、30年度中の発行額が1億5,861万8,000円、元金の償還金が3億8,179万2,000円でございますので、30年度末の現在高が38億3,906万1,000円となっております。財政基盤が弱い本町の財政状況を危惧し、建設事業の凍結、延期、その他各種補助金ですとか経常経費、事務事業の見直しなど大変厳しい判断のもと地方債の発行を抑えまして、ようやく減少をしたところでございます。

次に、33ページ目から72ページ目につきましては、主要な施策に関する報告書として一般事務事業に関することをお示ししております。

次に、73ページ目から103ページまでについては、主要な施策に関する報告書として建設事業に関することをお示ししております。

次に、106ページ目をお開きください。実質的単年度収支の推移でございます。歳入決算額34億2,679万4,000円、歳出決算額32億9,121万3,000円、形式収支が1億3,558万1,000円、形式収支から翌年度繰越明許財源を引いた実質収支がE欄、617万6,000円、実質収支から前年度繰越額を引いた単年度収支が3,257万8,000円の赤字、単年度収支から財政調整基金積立金を加え、財調取り崩しを引いた実質単年度収支が1億6,317万8,000円の赤字、実質単年度収支からその他基金積み立てを加え、その他基金取り崩しを引いた実質的単年度収支が5,088万8,000円の赤字となっております。平成30年度の決算においては、平成29年度決算に引き続き実質単年度収支及び町独自の指標であります全ての基金積み立て、取り崩しを実質単年度収支に加えた実質的単年度収支が赤字決算となっております。先ほど地方債のところでも説明いたしましたが、大変厳しい判断のもとさまざまな見直しを行ってきたところでございますが、実質単年度収支と実質的単年度収支が赤字となり、水道断水に係る復旧経費による予想外の財源不足を補填するため1億5,000万円の財政調整基金を取り崩しを行っているという特殊な要因はございますが、今後につきましても引き続き歳入に見合った歳出を念頭に、財政運営、事務事業のさらなる見直しを行う必要があると考えております。

次のページは、107ページは一般財源の推移、ページをめくりまして109ページ目は建設事業の推移となっております。

110ページ目が公債費の推移、111ページ目が地方債残高及び地方債借入金の推移となっております。

す。

次に、114ページをお開きください。基金の推移でございます。(1)、基金残高の合計の欄の前年度の比較の欄をごらんください。平成29年度の基金の残高と比較いたしますと1,831万円の減となっております。ふるさと応援基金積立金という臨時的な積立金があったにもかかわらず、23年度決算以来の基金残高の減少となっております。

最後に、115ページ、ふるさと応援寄附金とふるさと応援基金条例の充当事業を示しております。

以上で平成30年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) それでは、一般会計の説明が終わりましたので、次に国民健康保険事業特別会計の説明をお願いします。

○町民課長(五十嵐満美君) 平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

説明資料のほうで説明させていただきます。121ページをお開きください。平成30年度の国保会計歳入歳出決算につきましては、344万3,430円を残しての黒字決算となっております。

それでは、歳出から説明いたします。同じく説明資料の125ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、決算額1億5,411万357円で、主に職員の人件費と町民の健康診断委託料が大きなものでございます。

2項徴税费、決算額19万8,992円、印刷製本費が主な支出となっております。

3項の審議会費、決算額1万500円、これについては審議会開催による経費でございます。

2款基金積立金、30年度は黒字決算で、1,700万円を積み立てており、基金積み立ては平成14年度以来の基金積立金の発生となっております。

3款1項の償還金及び還付加算金、決算額700円は過年度に過誤納付されました保険税還付1件に係るものでございます。

次に、歳入のほうに移ります。124ページをごらんください。1款1項の国民健康保険税は、決算額7,970万5,830円で、収納率につきましては78%、前年度より6.4ポイントアップとなっております。詳細については、説明資料の129ページに載せてございますので、後ほどごらんください。

2款の使用料及び手数料は、過年度の督促手数料の収入がございました。

3款1項の他会計繰入金の決算額は5,236万1,308円で、前年度より2,300万円ほど減となっております。

続きまして、5款諸収入、主なものは、広域連合に引き継いでいる徴収分の延滞金と29年度分の後志広域連合分賦金精算還付金でございます。

以上で平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) それでは、国民健康保険事業特別会計の説明が終わりましたので、次に後期高齢者医療特別会計の説明をお願いします。

○町民課長(五十嵐満美君) 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申

上げます。

説明資料133ページをお開きください。平成30年度の後期高齢者会計歳入歳出決算でございますが、歳入歳出差引額16万6,645円を翌年度へ繰り越しまして、決算を了しております。

それでは、歳出から説明いたします。137ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、決算額879万945円、これにつきましては職員の人件費、それから高齢者健康診査業務及びシステム改修の委託料が主な支出となっております。

2項徴税費、決算額22万9,441円につきましては、主に印刷製本費の支出でございます。

2款1項の後期高齢者医療広域連合納付金は、決算額5,483万1,111円で、前年度と比較しまして300万円ほど増額となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過誤納付されました過年度保険料2件分の還付金となっております。

続きまして、歳入のほう、136ページをごらんください。1款1項後期高齢者医療保険料の決算額3,093万390円ですが、収納率で見ますと前年度と比較して現年、滞繰分合わせまして1ポイントの増となっております。

1つ飛ばしまして、3款1項国庫補助金97万4,000円、システム改修に係る補助金でございます。

4款1項一般会計繰入金、決算額3,154万5,458円、前年度比380万円ほど増加している大きな要因は職員給与費等に係る繰入金の増額でございます。

5款繰越金の決算額は、29年度会計からの繰り越し分でございます。

6款諸収入のうち3項受託事業収入については、広域連合からの健康診査業務に係る収入でございます。

以上で平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） それでは、後期高齢者医療特別会計の説明が終わりましたので、次に簡易水道事業特別会計の説明をお願いします。

○建設水道課長（高野龍治君） 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計の決算について説明をいたします。

説明資料で説明いたします。説明資料の143ページをお開きください。歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,897万5,268円でございます。歳入歳出差し引きにつきましては、ゼロでございます。

それでは、歳入から説明します。146ページをお開きください。1款1項負担金10万円の収入でございます。

2款1項使用料9,715万2,759円の収入で、水道料金現年分と過年分の合計がここで収入されております。

飛ばしまして、3款1項道補助金1,839万6,000円の収入でございます。これにつきましては、配水管の更新工事などに充てる財源でございます。

飛ばしまして、5款1項他会計繰入金2,640万2,000円の収入でございます。一般会計からの繰

入金でございまして、公債費の交付税算入相当額を繰り入れしてもらっております。

5款2項基金繰入金45万5,635円の収入でございました。収支を均等化するための簡易水道財政調整基金からの繰り入れでございます。

飛ばしまして、7款2項受託事業収入432万3,249円の収入でございました。これにつきましては、受託工事の収入でございます。

飛ばしまして、8款1項町債4,000万円の収入でございました。配水管更新工事の財源として発行される簡易水道事業債でございます。

引き続き歳出についてご説明いたします。次のページをごらんください。1款1項総務管理費2,553万6,941円の支出でございました。これにつきましては、会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などが支出されております。

2款1項施設管理費2,626万9,271円の支出でございました。ここでは、浄水場や配水管の維持管理経費を支出しております。

その下の2款2項施設整備費6,522万1,200円の支出でございました。配水管更新工事や量水器の更新工事を支出しております。

3款1項公債費6,828万5,676円の支出でございました。

飛ばしまして、4款2項給水工事受託事業費365万4,180円の支出でございました。ここでは、消火栓の工事を受託して発注する経費などを支出しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） それでは、簡易水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に公共下水道事業特別会計の説明をお願いします。

○建設水道課長（高野龍治君） 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計の決算について説明をいたします。

説明資料で説明します。説明資料の157ページをお開きください。歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,429万6,500円でございます。歳入歳出差し引きにつきましては、ゼロでございます。

それでは、歳入から説明いたします。160ページをお開きください。1款1項使用料3,020万1,330円の収入でございました。下水道使用料の現年分と過年度分の合計がここで収入されております。

飛ばしまして、2款1項国庫補助金478万9,800円の収入でございました。これにつきましては、下水道計画の策定業務などの財源に充てられております。

飛ばしまして、4款1項一般会計繰入金1億5,756万4,209円の収入でございました。基準内繰り入れで1億2,666万5,200円でございます。基準外繰り入れ、赤字補填分では3,089万9,009円となっております。

飛ばしまして、7款1項町債170万円の収入でございました。資本費平準化債を借り入れしております。

引き続き歳出について説明いたします。次のページをごらんください。1款1項総務管理費1,947万5,112円の支出でございました。会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などをここで支出し

ております。

2款1項施設費4,933万9,298円の支出でございました。ここでは、下水道施設の整備や維持管理経費が支出されております。

3款1項公債費1億2,548万2,090円の支出でございました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） それでは、公共下水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に介護保険サービス事業特別会計の説明をお願いします。

○保健福祉課長（和泉康子君） 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

それでは、説明資料を使って始めさせていただきます。説明資料の174ページをお開きください。これは介護保険サービス事業の款別内訳書でございまして、記載のとおり歳入歳出予算総額4,358万9,000円に対しまして、決算額は歳入歳出それぞれ4,045万5,161円となっており、執行率は92.8%となっております。

続きまして、1ページ戻りまして、172ページ、173ページをお開きください。こちら下段に過去5年分の決算状況を記載しておりますが、22年度からは単年度収支の黒字決算が続いて、翌年へ繰り越しておりました。しかし、平成28年度から単年度収支が赤字となり、28年度は前年度繰越金を充て、29年度においては前年度繰越金及び一般会計から財政支援として繰入金を繰り入れ、決算を了しております。平成30年度においては、単年度収支が1,142万4,189円の赤字額となり、前年度繰越金がございますので、一般会計から財政支援、赤字補填として同額繰り入れ、決算を了しております。

それでは、4つの介護サービス事業の決算状況の概略を説明いたしますので、次のページ、174ページをごらんください。下段のサービス事業収支内訳、古平町デイサービスセンターをごらんください。こちらは、サービス収入等2,288万2,347円に対し、支出の社会福祉協議会への委託料などが3,047万987円で、758万8,640円の赤字決算となりました。前年度比40万9,555円赤字額は減少しております。

その下、2つ目の事業、ショートステイ、元気プラザですが、歳入293万8,053円に対し、歳出218万1,459円となり、75万6,594円の黒字で決算しております。前年度比23万8,569円増の黒字であり、要因としましては利用日数の増によるものでございます。

隣、175ページに移りまして、3つ目の事業、古平町居宅介護支援事業所は、要介護1から5までのケアプランを作成する事業所です。歳入211万3,210円に対し、歳出780万2,715円となり、568万9,505円の赤字で決算しております。前年度比87万7,727円の赤字減となっておりますが、これは人事異動によるもので、事業内容はほぼ昨年同様の決算状況となっております。ここでは、主任1名の人件費を計上しております。

その下、4つ目の事業、包括支援センター、こちらは要支援1、2の方のケアプランを作成する事業所です。歳入109万7,300円に対し、歳出はありませんでしたので、同額の109万7,300円の黒字

で決算しております。黒字となった大きな要因といたしましては、平成29年度の制度変更により予防プランにおいては介護報酬を介護サービス会計収入と一般会計の地域支援事業受託収入として2つの会計で受け入れるため、平成29年度より担当者の人件費を一般会計で計上したことによるものでございます。また、2款の予備費については支出がありませんので、4事業のうちデイサービスセンター、居宅介護支援事業所の2事業所の赤字合計1,327万8,145円からショートステイ事業、包括支援センターの2事業、黒字合計額185万3,894円と雑入62円を差し引いた1,142万4,189円が単年度収支の赤字額となりました。

各事業の実績、介護報酬等の詳細につきましては178ページ以降、デイサービス事業の指定管理料内訳につきましては決算書の343ページ以降を後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） ただいま認定第1号 平成30年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明が終わったところでございます。

本件につきましては、例年全員で構成する決算審査特別委員会を設置し審査しているところでございます。

お諮りします。認定第1号 平成30年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成30年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第17 意見案第8号

○議長（堀 清君） 日程第17、意見案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本件は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 陳情第14号

○議長（堀 清君） 日程第18、陳情第14号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）採決を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第14号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第14号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第14号を採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第14号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）採決を求める陳情書については採決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（堀 清君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

26日の本会議は、ただいま設置しました決算審査特別委員会終了を待って、時間を繰り下げて開催することといたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 1時50分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員